

## 新旧対照表

● 外貨定期預金規定			
	改定前	改定後	備考
	<p><b>5. (払戻)</b>            (1)この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)のうえ証書を取引店に提出してください。また、リーフロの場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。            (2)この預金は、預金者の払戻請求に応じて、所定の利率で計算した元利金を米ドルにて払戻いたします。ただし、小切手による支払いはできません。また、現金による払戻請求があった場合には、払戻金を当行店頭に表示する外国為替相場により買取ったうえで、本邦通貨をもって支払うものとし、本邦通貨以外の現金による支払いは取扱いません。            (3)払戻しの際に預金者から米ドル以外の通貨をもって支払うべく請求があった場合には、当行は払戻金の全部またはその一部を、当行店頭に表示する外国為替相場により買い取ったうえで、本邦通貨をもって払い戻すことができるものとし</p>	<p><b>5. (払戻)</b>  <u>(1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u>  <u>(2)この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)のうえ証書を取引店に提出してください。また、リーフロの場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。</u>  <u>(3)この預金は、預金者の払戻請求に応じて、所定の利率で計算した元利金を米ドルにて払戻いたします。ただし、小切手による支払いはできません。また、現金による払戻請求があった場合には、払戻金を当行店頭に表示する外国為替相場により買取ったうえで、本邦通貨をもって支払うものとし、本邦通貨以外の現金による支払いは取扱いません。</u>  <u>(4)払戻しの際に預金者から米ドル以外の通貨をもって支払うべく請求があった場合には、当行は払戻金の全部またはその一部を、当行店頭に表示する外国為替相場により買い取ったうえで、本邦通貨をもって払い戻すことができるものとし</u></p>	<p>第1項 新設            項番変更</p>
	<p><b>10. (利息)</b>            (1)～(3)略            (4) <u>当行がやむを得ないものと認めて、</u>この預金の満期日前の解約に応じる場合には、その利息は預入日(継続したときは継続日)から解約日の前日までの日数および解約日に当行店頭に表示する外貨普通預金利率によって計算するものと</p>	<p><b>10. (利息)</b>            (1)～(3)略            (4) <u>この預金を前記5条(1)により、</u>この預金の満期日前の解約に応じる場合には、その利息は預入日(継続したときは継続日)から解約日の前日までの日数および解約日に当行店頭に表示する外貨普通預金利率によって計算するものと</p>	<p>下線部変更</p>
	<p><b>12. (成年後見人等の届出)</b>            (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項をただちに書面によって取引店に届出てください。            (2)～(5)略</p>	<p><b>12. (成年後見人等の届出)</b>            (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項をただちに書面によって取引店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に届出てください。</u>            (2)～(5)略</p>	<p>下線部追加</p>
	<p><b>13. (印鑑照合等)</b>            以下略</p>	<p><b>13. (印鑑照合)</b>            以下略</p>	<p>下線部削除</p>
	<p><b>20. (規定の改定)</b>  <u>この規定を改定する場合は、改定内容を当行本支店の窓口での掲示またはホームページへの掲載等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の開始日から適用するものとします。</u></p>	<p><b>20. (規定の変更)</b>  <u>(1)この規定の各条項その他の条件は、民法第548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u>  <u>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始時から適用されるものとします。</u></p>	<p>下線部変更</p>